

イザナキ神が剣を後手に振ることについて

福 島 秋 穂

未開或は古代の人々により創作されて今日に伝えられた所謂神話・伝説の類、就中神話は、現代の「文明社会」に生きる我々のものの考え方からすると、極めて荒唐無稽且つ事実無根のことを語っているかのように思われる。しかしそれは、それを産み出した人々と、それを長期間に亘り伝承・保存し、ある場合には変改の手を及ぼしてきた人々にとっては、疑うべからざる絶対の真理を述べたものであり、時には生活の指針・規範となり、またある時には精神面の支柱となるものであった。それだけに、世に神話と称されるものは、その物語全体の枠組みはともかくとして、枠組みを肉付けする様々な物語構成のための素材の総てが、その原創作者の腦中より全く新たに産み出されたわけではなく、ほとんどが神話創作者の属する団体や部族を構成する者全員から、それが真理を述べたものとして認められているものばかりなのである。そして、未開・古代人といえども、周囲の自然環境や彼が所属する世界の風俗習慣の影響を受けることにおいては、我々現代社会に生きる者と全く同じであり、その思考の産物である神話に

も、大なり小なりその風俗習慣が反映されているのである。従つて、神話はそれを創作し、伝承・保存した人々の生活した地域・社会の自然や習俗を如実に写し出す鏡でもあると言うことが出来る。

神話が右に述べた如きものであるとすれば、ある一個の神話の真の意義とそれが有する正当な価値とを明確に理解するためにには、それを創作し、また伝承・保存した人々の生活様式と、それに根ざした思考様式の如何とを、先ず理解する必要があることになろう。

ただ、ある神話を理解しようとして、それを創作した人々の日常生活や、彼らが生存した土地の自然或は社会的環境の如何をはじめとする様々な参考資料が欠如しているために、その創作者または伝承・保存者の思想や原創作者の意図したことが判然としない場合、我々は当該神話の創作者または伝承・保存者が生存・居住していた土地の後世における習俗や、生活環境を多少異にしても、彼らとほぼ同程度の文明の発展段階にあった、または現在な

おその状態にある、と思しき他地域の人々の思考様式・風俗習慣などを参考にせざるを得ない。

例えば、『古事記』において、大穴牟遲神と八上比売との間に生まれた木俣神の別名が御井神とされているが、本来は別の存在として考え出されたはずのこの二神の結びつきが如何にして生じたかについては、はつきりしたことがわからない。『古事記』そのもの或はそれとほぼ同時代に出来した『日本書紀』の如き古文献、また木俣神と御井神とを結合させるに至ったと思われる時代の人々の風俗習慣の記録、更には後世の人々の間に見られる習俗に、二神結合の理由を解説する手掛りを求めて、現在に至るもなおそれが得られないものであるが、このような場合には、海外に眼を向けて、参考資料を探索する必要があるのではないだろうか。

木俣神と御井神とが結合されるに至った理由については今日、前者を「神木の木股に宿る神」として、「井泉の側にはたいてい

神木(股木)があったので」、それと御井神とを関係付けたとする説明が最も新しく、しかもそれらしく聞こえるものであるが、

「股木」とは如何なるものであるのか、また「神木」即ち「股木」であることを、「井泉の側にはたいてい神木(股木)があつた」具体的な例を挙げつつ説明されない限り、素直に納得出来ないし、「森あるところおのづから泉ありといえどそれまでだが、これもやはりよく分らぬ」⁽²⁾ としたり、「木俣神とはどういふ性質の神か不明。又なぜその別名を御井神と言つたかも不明」⁽³⁾ であるとする説を超えているのは言い難い。

『古事記』は、イザナキ神による黄泉国訪問譚の終り近いところ

国内の古文献或は未開・古代人の習俗には木俣神と御井神とが結合されるに至った原因・理由らしきものを見出し得ないとねば、我々は次善の策として、二者の関係を解明するための手掛りを海外に求めなければならないが、そこには、中世期以前の例は報告されていないものの、はしばみや柳の木の枝先きの二股になつたものを用いて、地下の水脈や鉱脈を探るという習俗があり、この道具を「占い棒(杖)」と称していたという事実がある。一方、我国には、樹木の先端或は太い幹の部分を取り去つた残りの枝を称して「うら」と言い、また「占う」という語があり、占いの一種に「投げ占」と称するものがあって、杖や棒が利用されていたという。そこで、それとこれとを思い合わせれば、あるいは我国の未開・古代人が、井を掘る際に木の股状になつたものを用いて本脈を探つていたが故に、木の股を象徴する木俣神と井戸の神である御井神とが結合されたのではないかと思われるのだが、如何なものであろうか。

前置きが長くなつたが、以下許された紙幅を用いて、右の木俣神と御井神との関係同様に、同時代の参考資料が欠如しているため、今日なおその眞の意義が判然としていない『古事記』中の一表現について、それがどのような思想を基にして産み出されたか、また前後の表現と如何なる関わりを有しているか、といったことを考えてみたい。

*

*

るに、

伊邪那岐命、見喪而逃還之時、其妹伊邪那美命、言「令見辱」⁽¹⁾。即遣豫母都志許賣⁽²⁾。以六字⁽³⁾。令追。爾伊邪那岐命、取⁽⁴⁾黑御綱⁽⁵⁾投棄、乃生⁽⁶⁾蒲子⁽⁷⁾。是撫食之間、逃行、猶追、亦刺⁽⁸⁾其右御美豆良⁽⁹⁾之湯津津間櫛引⁽¹⁰⁾而投棄、乃生⁽¹¹⁾等。是撫食之間、逃行。且後者、於⁽¹²⁾其八雷神、副⁽¹³⁾千五百之黃泉軍⁽¹⁴⁾。令追。爾拔⁽¹⁵⁾所⁽¹⁶⁾御佩⁽¹⁷⁾之十拳劍⁽¹⁸⁾而、於⁽¹⁹⁾後手⁽²⁰⁾布伎都⁽²¹⁾以⁽²²⁾音逃來、猶追、到⁽²³⁾黃泉比良⁽²⁴⁾此二字⁽²⁵⁾坂之坂本⁽²⁶⁾時、取⁽²⁷⁾在⁽²⁸⁾其坂本⁽²⁹⁾桃子三箇⁽³⁰⁾待擊者、悉逃返也。

という記事を載せてある。この所謂呪物投擲逃走譚に、「拔⁽³¹⁾所⁽³²⁾

御佩⁽³³⁾之十拳劍⁽³⁴⁾而、於⁽³⁵⁾後手⁽³⁶⁾布伎都⁽³⁷⁾逃來」と記される(『日本書紀』卷第一では、後に引用するように、当該箇所を、その「四神出生」(第五)段一書第六が、「伊弉諾尊、拔⁽³⁸⁾劍背揮以逃矣」)と記し、同一書第七の記事に統けて、「背揮、此云⁽³⁹⁾志理幣提爾布俱⁽⁴⁰⁾」と訓注を付している)、「後手」をして剣を振る動作については、從来、そこに格別の意義を認めず、時間的にも心理的にも後を振り返る余裕のない逃亡者の自然の行為であるとする説と、ある種の呪的意義の存在を認めようとする説との、二つの解釈が並び行なわれている。前説を述べる者は、「雷神と軍と迫て追来る⁽⁴¹⁾を、防⁽⁴²⁾き坐御所⁽⁴³⁾なり、されど相向て防くときは、得⁽⁴⁴⁾逃⁽⁴⁵⁾給はぬに依て、逃⁽⁴⁶⁾ながら防⁽⁴⁷⁾き坐故に、後手に物し給ふなり」と言い、或はまた、「イザナキは、ひたすら逃げ延びながらこうして⁽⁴⁸⁾いるのだから、これはごく自然な所作であり、とくに呪的な意味があつたと見るには及ばないのではないかと思う」と言う。そして後説を

主張する者は、同じ『古事記』の火遠理命(山幸彦)による海神の宮訪問譚において、綿津見大神が、「以⁽⁴⁹⁾此鉤⁽⁵⁰⁾給其兄⁽⁵¹⁾時、言状者、此鉤者、淤煩鉤、須須鉤、貧鉤、宇流鉤、云而⁽⁵²⁾於⁽⁵³⁾後手⁽⁵⁴⁾賜⁽⁵⁵⁾」と火遠理命に忠告している(『日本書紀』は、卷第二の「海宮遊幸」(第十)段一書第二、同一書第三が、それぞれ『古事記』の「於⁽⁵⁶⁾後手⁽⁵⁷⁾賜⁽⁵⁸⁾」という表現に相当する箇所を、「以後手投棄與之。勿以向授」、「可⁽⁵⁹⁾以後手投賜⁽⁶⁰⁾」としている)のを引き合いに出し、「一種の呪法だつたらしい」、「相手を呪ひ苦しめるための呪術であつたやうで⁽⁶¹⁾」、「相手を困らせる呪術⁽⁶²⁾」などと言う。

この両説の孰れが正鵠を射たものであるかは判然としておらず、イザナキ神の後手による剣振りを、我國の未開・古代人の間に存在した呪的意識の反映であると見るか否かは、ただ『古事記』⁽⁶³⁾或は『日本書紀』の記事を眺めている限り、当該箇所を読む者の主観的判断においてこれを決する他ない。

しかし今、ここにそれと類似した行為・動作の文献に記載されている例、或はイザナキ神の後手による剣振りと同一の思想に出でたと思しき後世の民間習俗を、多少なりとも参考に挙げることが出来、それぞの行為・習俗が如何なる状況下においてなされ、或は見られるものであるかを考察してみるならば、その結果から問題の表現が、呪物投擲逃走譚の原創作者(或はその表現が同譚の伝承・保存されている間の追加記事であるとすれば、その増補追加者)によつて、如何なる意義を有するものと考えられていたかを明らかにすることが出来るのではないかろうか。

『古事記』・『日本書紀』が語るのと同じく、刀剣を所持する者が、それを後手に振りつて逃走するという物語構成要素をもつ話をとしては、筆者寡聞の故に現在のところ、著作年次も著作者名もはつきりしない『寓意草』と題する書に、蛇を嫌う人物がそれを示されて、「かたなをしりへでにありて、ただにげににげ」た、とあるのだけしか挙げることが出来ない。この「かたなをしりへでにありて……」という表現は、当該物語の作者により、逃走する者のごく自然な行為・動作であるとして記され、『古事記』・『日本書紀』が記すイザナキ神の後手による剣振りの行為と、たまたま一致しただけのものなのか、この物語が創作された頃の人人が、「かたなをしりへでに」振ることに格別の意義を認めていたが故の表現であるのか、或はまた『古事記』や『日本書紀』の表現が、相似した状況下で借用された結果なのか、はつきりしたことは分からぬ。

次に、世間話・噂話の類を集成し、我国十八世紀末の世相を示する見聞隨筆集『諭海』に、信州戸隠明神の奥の院においては、神主が供物を「うしろ手に捧げ」て神にさし出すとあり、後手でその行為・動作をなしたか否か、いま一つ判然としないものの、雪国に生活する庶民の生活実態と民間伝承或は氷雪に関する自然現象などを縦密に記し、一八三六（天保六）年より一八四三（同一三）年にかけて、初篇上・中・下の三巻及び二篇一・二四巻が上梓されたと思われる『北越雪譜』に、北越浦佐（現新潟県南

魚沼郡大和町）の吉祥山普光寺では、毎年正月三日の夜、「堂押し」と称する祭りを行なうが、その翌朝、「正面にすすむを神の忌給ふ」故、「山長（耕夫の長）」が、「後さまに進て」神酒供物を奉納したとあるのが、イザナキ神の後手による剣振りの真の意義を解明する手掛りになるかと思われる。

この二つの行為・動作は、剣が振られるわけでもなく、『古事記』や『日本書紀』より遙か後に出来した書物に記録されているのであるから、イザナキ神の後手による剣振りの真の意義を説明するのに如何程の価値を認めて良いのか俄には決し難い。ただ、上に掲げた二つの記事を載せる書物が出来した寛政・天保の頃、我国の一部の地域に、靈異あるもの（超自然的存在態）・所属世界を異にするものに対し、人が後向きになって供物を捧げる習俗の存在したことだけは確かである。

靈異あるものや所属世界を異にするものに物品を渡す場合には、後手でそれをすべきであるという考え方がある。我国の人々の間には、常に存在していたらしいことは、ひとり信州戸隠明神における例ばかりでなく、既に死亡していると思しき女性が、その子を暫時預かってもらうため、一人の武士に後向きにさし出したことを語る一個の昔話が、その行為・動作について、「ほんとの人間ならば前向に差出すのですが、魔物に限つて後向に差出すものださうです」と、説明を加えている例のあることによっても知られる。北越浦佐の普光寺の場合も、恐らく供物は「山長」から、彼とは所属する世界を異にしている神聖な存在に対し、後手で捧げられたものと思われる。

また、葬儀に参加した後に女性が髪を梳く風習のあった四国祖谷山（現徳島県三好郡の東・西祖谷山村）では、櫛を順次「後手に投げて次の人に渡すことになっていた」という。⁽¹⁴⁾ これは上記の諸例より推して、櫛の有する降魔力により既に死の汚れを払い終えた人物が、葬儀に参列して邪氣を未だ身に着けたままいる人物を、完全に明界に属するとは看做し得ない存在、即ち所属世界を異にする者であるとして、後手に櫛を渡したものと思われる。そして、ここに「投げて」とあるのは、直接櫛を手渡しすると、それを通して死界の汚れや邪気が、伝染・移動してくると人々が考えていたからそのようにしたのであろう。

「振る」と「投げる」とは同一の行為・動作ではないが、イザナキ神の後手による剣振りの真の意義を解明するのに、手振りになるかと思われる所以で、次に、後手で(?)「投げる」例を挙げてみる。

死者を埋葬するに際し、「兄弟が餅二箇を後手組み交して持ちあひ、ちぎつて肩ごしに斜後方に投げつける」土地があり、これをキョウダイモチ（兄弟餅）と称した、という。北越浦佐の普光寺の場合と同じく、後手でそのようにするのか否か、いま一つはつきりしないものの、兄弟餅と明らかに同源に出でたと思しき民間習俗に、イシカマセ（長崎県上県郡）、ヨツモチ（秋田県鹿角郡）、ヒッパリモチ（山形県東田川郡）などがあり、孰れも葬儀に参列した者が、石や餅を「後向きになつて、肩越しに」或は「後ろざまに」、また「後方へ」投げることになつてゐる。

似たような例は、台湾紅頭娘のアミ族の葬儀に関しても見ら

れ、彼らの死体埋葬を実際に目撃した人により、「蕃人は穴の四方を後向になつて廻りの土を穴の中に落して埋め始めた。そのとき彼は決して前向になつて埋める様なことはしなかつた。それは前向になつて埋めると亡靈が自分の身体に入るといふ迷信があるからである」と報告されている。この報告には、墓穴を埋めもどす動作を後手とするという表現は見られない。しかし、何故それを後向きでしなければならぬかという理由が述べられており、その説明によると、この習俗の根底に、埋葬するものとされるものは、所属世界が異なるのだとする思想のあつたことは間違いないと思われる。キョウダイモチ・イシカマセ・ヨツモチ・ヒッパリモチも同じ思想に基づく習俗なのであろう。

*

*

上に挙げた幾つかの例に見られるように、我国には何時の頃からか、人間と神や惡靈との間、或は生者と死者または死の汚れを身に着けている者相互の間では、物品の授受をしたり、前者が後者に対し（時には後者が前者に対し）ある行為をする場合に、一方の不可視的汚れや邪気が他方へ伝染・移動するのを避けるため、後向きになつて（ということは恐らく後手で）、投げ渡したり、それをしてたりすべきであるという思想の存在したことが分かる。

この思想の発生の起源がはたしてどれほど古い時期にまで遡れるかは明白でないが、既に、十世紀に編修された、律令の施行細則である『延喜式』には、「鎮魂祭……（中略）……辨官命三官

掌。喚^ミ宮内省。令^ミ賜^ミ酒食。行酒三杯以後。拍^ミ後手^ミ退出⁽²⁾と
いう記事が見える。この「拍^ミ後手^ミ」という行為・動作が、既に
見てきたような話や習俗に見られた、供物を神に後手で捧げた
り、或は後手で次々に櫛を渡したり、死者を埋葬する際に石や餅
を背後に投げたりする行為が生じたのと同じ思想に出でたもので
あるのか否か、またこの拍手が、背後に手を回しての動作である
のか、後向きになつてのそれであるのかもはつきりしないが、も
しこれが上述した如き行為・動作を生じたのと同じ思想に端を発
したものであるとすれば、それが鎮魂祭といった儀式と結び付
ているだけに、これまでに掲げた例の起源はかなり古い時期にあ
ることになる。

* * *

せ、更にその行為・動作に関わる習俗を産み出すに至つた思想の
発生が古い時期にあるかもしれないことを思うと、イザナキ神の
行為・動作は、ただ「逃ながら防^ミ坐故⁽³⁾」のものでは
なく、やはり死界に属するものの汚れや邪氣が彼の身に伝染・移
動してくるのを恐れての呪的意義をもつた行為・動作であったと
考える方が蓋然率が高いのではないか。

なお、『古事記』は問題の箇所、「拔^ミ所^ミ御佩⁽⁴⁾之十拳劍^ミ而^ミ
於^ミ後手^ミ布伎都^ミ都逃來⁽⁵⁾」に続けて、「猶追」の二字を記すが、こ
れは、イザナキ神が剣を後手で振つたにも関わらず、という意味
で用いられているのであらうから、剣を後手に振ることに呪的な
意義を認めて、それは見たように、死界の汚れや邪氣が身に及
ばぬようにするための行為・動作で、追跡者を積極的に排除する
効果は、イザナキ神としても期待出来なかつたはずで、恐らく剣
そのものが魔的⁽⁶⁾存在態に対しても有する力を考慮に入れての表現
と思われる。つまり、逃走するイザナキ神は、剣そのものがたま
た自身に帯びていた武器だから、相手を物理的に傷付けることの
出来る武器だからと、自然にそれを抜いて振り回したと
いうのではなく、剣そのものが魔的⁽⁶⁾存在態を排除するに極めて威
大な力を有するという考えに基づいて、追跡者の眼に入るよう
に振り回したのに、それにも関わらず、八雷神と黄泉軍が追跡す
るのをやめなかつた、そのことを、当該物語の筆記者は「猶追」
の二字で表現したに違いないと考えられるのである。『日本書紀』
の「四神出生」(第五)段一書第六には、『古事記』が記す「猶
追」の二字に相当する表現が見えないが、これは後に分析する

ように、剣を後手に振るという物語構成素を、黒髪・湯津爪櫛が投擲される前に置き、そのあたりの文章表現に、齟齬・不統一を来し円滑さを欠くことのないよう変改・整理の手を及ぼした結果の脱落ではないかと思われる。

以上のように考えてみると、綿津見大神（海神）の火遠理命（彦火火出見尊）に対する忠告の中に見える「於後手賜（以後手投棄與之。勿以向授）」或は「可（以後手投賜）」という表現

と、イザナキ神の剣を後手に振るという行為とは、同じく後手を用いてのことであるが、前者が同一の世界に属する火照命（火酢芹命）即ち海幸彦を困惑させるための呪詛であると考えられるのに対し、後者は少なくとも近い頃まで伝えられていた民間の習俗や口碑伝承に見る限りでは、黄泉国汚れや邪気が身に及ぶのを嫌っての行為・動作なのであるから、明らかにその基盤を異にしており、同じ呪的な行為・動作であるとはいっても、それとこれを同一視して、後者を「相手を呪ひ苦しめるための呪術」としたり、「相手を困らせる呪術」と解することは正確さを欠くよう思われる。『古事記』・『日本書紀』ともに各二度しか用いることのない「後手」の表現であってみれば、呪物投擲逃走譚中のそれと、火遠理命（彦火火出見尊）による海神の宮訪問譚に見えるそれを結び付けて、その眞の意義を解明しようとするのは止むを得ないことであろうが、ここではこの二者を切り離して考えてみたはどうであろう。『日本書紀』における「後手」の表現が、彦火火出見尊の海神の宮訪問譚に限られており、イザナキ神の呪物投擲逃走譚中に見えないのは何やら象徴的ではある。もし、そ

れとこれとを飽くまで源を同じくして考案された物語構成素であると主張するとなれば、後手でする行為の本来の意義が、相手を困惑させることにあり、その思想が後世、所属世界を異なるものを相手とする場合に、後手をもってしなければならないというようにならざるを得ない。既に見たような様々な民間習俗を生じたことになるのだが……。

*

*

前に掲げたように、『古事記』に載録されたイザナキ神による呪物投擲逃走譚は、▲追跡者（豫母都志許賣）に対し逃走者（イザナキ神）が黒御綱を投じて、それが蒲子に変じたのを追跡者が食す、■逃走者が湯津津間櫛を投擲すると筈に変わり、それを追跡者が食す、●逃走者が新たな追跡者（八雷神と黄泉軍）に後手で剣を振る、◆追跡者は桃子を投げられて逃げる、の四つの物語構成素から成り立っているが、『日本書紀』では、この呪物投擲逃走譚が、その「四神出生」（第五）段一書第六に、

伊弉冉尊……（中略）……遣泉津醜女八人、一云、泉津日

狹女、追留之。故伊弉諾尊、拔劍背揮以逃矣。因投黑髪。

此即化成蒲陶。醜女見而探瞰之。瞰了則更追。伊弉諾尊、又投湯津爪櫛。此即化成筍。醜女亦以拔瞰之。瞰了則更追。後則伊弉冉尊、亦自來追。是時、伊弉諾尊、已到泉津平坂。一云、伊弉諾尊、乃向大樹放屬。此即化成巨川。

泉津日狹女、將渡其水之間、伊弉諾尊、已至泉津平坂。と語られ、上記の物語構成素が、イザナキ神の行為・振舞いの相

手に微妙な違いを見せつても、**C**、**A**、**B**の順で記され、**D**を欠いている。しかし、別に「一云」として、**E**逃走者（イザナキ神）の放屁とそれが巨川への変化、が付記されている。また、同じ『日本書紀』の同段一書第九では、

伊弉諾尊、驚而走還。是時、雷等皆起追來。時道邊有三大桃樹。故伊弉諾尊、隱其樹下、因採其實、以擲雷者、雷等皆退走矣。此用桃避鬼之緣也。

と、**D**の構成素のみが語られている。このように見てくると、物語構成素の**A**と**B**とは、被投擲物が食物に変じ、追跡者がそれを食している（同じ呪物ではあっても、**D**の桃子（実）はそれが投じられて後、追跡者により食されていないこと）、『古事記』及び『日本書紀』の「四神出生」（第五）段一書第六の双方に、この順序で間に他の構成素を挟まず記されていること、の二点で共通しているので、その発生の原初段階より結合したものであつたらしいことが分かる。また、『日本書紀』の「四神出生」（第五）段一書第六がそれを欠き、同一書第九がそれのみを語る、物語構成素**D**は、桃子（実）が追跡者に向けて投じられるということでは、**A**・**B**両物語構成素と共通点を有するものの、被投擲物が他の物質に変じていないことから、**A**・**B**と別個に、単独で考案された後、それらと合体したに違いないと推察される。

更にまた、この度考察の対象として採り上げている、八雷神及び黄泉軍（或は泉津醜女または泉津日狹女）に対するイザナキ神の後手による剣振りが、『古事記』では**A**・**B**の後に置かれ、『日本書紀』の「四神出生」（第五）段一書第六では、それらの前に

置かれていることから、これも**A**・**B**の物語構成素とその発生時より結合していたものではなかつたと推察される。**A** + **B**と**C**の物語構成素とが、それぞれ発生の時を異にしたものであることは、『古事記』において、呪物の投擲される相手と剣の振られる対象とが、一連の物語中には、異なつていることによつても窺い知ることが出来る。『日本書紀』の「四神出生」（第五）段一書第六が、「拔」劍背揮（剣を抜き「志理幣提爾布俱」）相手と黒鬚・湯津爪櫛の投じられる対象とを同じくしているのは、同書に載る呪物投擲逃走譚を完成させた者により、前にも述べたように整理整頓の手が及ぼされた結果であろう。

『古事記』・『日本書紀』のそれらと明らかに同源に出でたと思しき諸外国の呪物投擲逃走譚に、**C**の物語構成素は全く見られない（²²）ので、「爾拔所御佩」之十拳劍而、於後手布伎都都逃来」及び「拔劍背揮以逃矣」の一条は、我国内で考案・創作されたものであると考えられる。また、我国の民間で伝承・保存されたいた「三枚の護符（御札）」・「小僧と鬼婆（山婆）」・「子さらい麒麟」などの名で呼ばれる呪物投擲逃走譚においても、この**C**の物語構成素は語られることがない。ということは、海外より伝播してきた呪物投擲逃走譚における被投擲物の物理的障礙への変化を食物への変化に転じ、桃子（実）の投擲を追加するなど、変改の手を及ぼして成立したものであることが既に明白となつてゐる（²³）。記された呪物投擲逃走譚と、これもそれと同源に発して我国へ伝播してきた後、ここ百年ほど前までの長期に亘り、文献に載録

されることなく、民間で伝承・保存されていた「三枚の護符（御札）」譚の如きとは、前者が文献に載録されて後、全く何の交渉もなかったこと（特に、記紀のそれが民間の伝承に影響を及ぼすことがなかつたということ）を如実に示しているといえよう。

「三枚の護符（御札）」譚をはじめとする我国民間の呪物投擲逃走譚が、逃走者の後手による劍振りという物語構成要素を欠いていることは、『先代旧事本紀』の記載する呪物投擲逃走譚が、『日本書紀』の「四神出生」（第五）段一書第六の物語構成要素C・A・Bに、『古事記』の記載する同譚の物語構成要素Cを加え、更に

『日本書紀』同一書第六に「一云」として記されるEの構成要素を付け、また更にそこに『古事記』と『日本書紀』の「四神出生」

（第五）段一書第九の伝えるDの構成要素を精粗相補う如くに付け合わせたような表現を並べて、C・A・B・C・E・Dといった構成の、怪しきな新作物語となつてはいるのと、まさに好対称である。

- 注(1) 西宮一民校注『古事記』六六頁。
注(2) 西郷信綱著『古事記注釈』第二卷五八頁。
注(3) 倉野憲司著『古事記全注釈』第三卷二四一頁。
注(4) 「延喜式」には、「凡在京斎場者。……〔中略〕……其井二處。ト訖御井者造酒。尼始掘。造酒。尼井者。種實。ト部始掘」（卷七）、「凡諸國駅路辺植葉樹。令三往還人得休息。若無水処。量便掘井」（卷五十）といつた記事が見えるが、木俣神と御井神とが結合された頃の我国で、水脈を探るのに如何なる方法が用いられてはいたかは分からぬ。既に、川村杏樹（実は柳田国男）が大正二年三月『郷土研

究』（第一巻第一号）誌上に、「井戸掘が始て井戸を掘るとさきに、其地に水があるか否かをどうして判断しますか。何か之に付て秘伝又は歴史の類でもあるやうに御聞になつたことはありますぬか」（六一頁）といふ問い合わせを発し、同誌第二号以下にそれに対する答が寄せられているが、樹木の股状になつたものを用いる例は見えない。それが地下水の露頭を掘り下げるものか、地下水脈を探索した後に掘削したものかは不明であるが、地下水を汲み上げる井戸の構造は、我が國では弥生時代以後のものとして発見されている（山本博著『井戸の研究』五四頁、堀越正雄著『井戸と水道の話』三頁）。

- (5) 本居宣長著『古事記伝』六之卷。
(6) 西郷信綱著前掲書第一卷一八五頁。
(7) 中島悦次著『古事記評釈』六二頁。
(8) 倉野憲司著前掲書第二卷二五四頁。
(9) 西宮一民校注前掲書三八頁。イザナギ神の行為に呪的意義を認めるものは、他に、尾崎暢央著『古事記全譜』（六八頁）、荻原浅男著『古事記への旅』（一七七頁）などがあり、こちらの説を述べる方が数量的には呪的意義を認めない説より多い。

- (10) 著者不詳『寛意草』上。同書は上巻末に「文化己巳六月八日記事 遠桜主人」、下巻末に「文化己巳八月十四日、写于慧日山東雨窓下、六十雨又遠桜主人」（国書刊行会本『三十幅』第三所収『寛意草』は「遠桜」を「遠櫻」とする（一四七頁））と記すが、成立年次は判然としない。
(11) 津村涼庵著『諭海』巻の一。
(12) 鈴木牧之著『北越雪譜』二編一之卷。
(13) 山口麻太郎著『壹岐島昔話集』（郷土研究社版）八七頁。
(14) 武田明著『祖谷山民俗誌』一〇〇頁。同様の風習は東京

- (15) 摘稿「記紀載録神話に見える櫛の呪力について」――『国文学研究』第五八集参考。
- (16) 山歩きをする者が、「ヒダル神」に憑かれた場合、手拭或は草履の如き身に着けた物を後向きに投げると良い、と言われる。(大藤時彦著「ヒダル神」――『民間伝承』第九卷第一号一九頁)のも、所属世界を異にする人間に悪さをするヒダル神には、然るべき物品を与えて身の安全を図らねばならないが、その際に邪気の伝染・移動するところが、後向きに投げるべきであるというのである。
- (17) 柳田國男著『葬送習俗語彙』一二七頁(岩手県九戸郡の例)。
- (18) 同上書一二五・一二六頁(柳田國男著「食物と心臓」――『定本柳田國男集』第一四巻二六九頁にも)・一二七頁。同様の習俗についての報告は、小井川潤次郎著『青森県八戸市附近』――『旅と伝説』第六七七月号三六頁、中市謙三著『青森県野辺地地方』――同上誌四〇頁、森山泰太郎著『津軽の民俗』七四・七五頁、井上福美著「ヒックウ」――『民間伝承』第二卷第一二号二頁(長野県下伊那郡の例)、山根雅郎著『大社の葬送』――同上誌第一三卷第四号三〇頁(島根県の例)、中西良雄著『同齡拘束の問題』――同上誌第一五巻第八号八頁(千葉県安房郡白浜町・福島県猪苗代湖畔の例)・西垣晴次著『東京都伊豆利島』――『離島生活の研究』六七頁、などに見える。
- (19) 河村只雄著『南方文化の探求』二二一頁。厄年の者が、身に着けた物を四つ辻に棄て、後を振り返らずに家に戻つてくる風習(有賀恭一著『長野県諏訪郡湖北地方の正月行

(20) (21) 剣が魔的存続態を排除するに有効であると考えられたことは、『古今著聞集』に、「下女に落ちかからんとした『大蛇』が、下女の「かたびらのむねに大なる針をさしたたりける」を恐れた話を載せ、「されば人の身には、鉄のたぐひをば必ずもつべきなり。わづかなる針だに毒虫おそれをなすことかかり。いはんや太刀においてをや」(巻第二十)と記されていること、剣と同類の鎌が、葬送習俗で事)――『民族学研究』第四卷第一号一二〇頁)、浜名湖の西部地方で、村境に人形と笛と御幣を棄て、後を見ずに走つて帰る「送り神」の風習(高橋生著「死神送りの風俗」――『郷土研究』第一卷第一号五六・五七頁)なども、これと同じ思想に出たものであろう。ソヴィエト連邦共和国の極東部コリマ川沿岸にあって、トナカイの飼育、狩猟を生業とするユカギール族のシャーマンは、病人を治療するため祈禱する際、木槌と帽子を頭越しに後方へ投げるといわれ(C.F.ニコックスウェル著・波沢青花訳『北方民族(上)の民話』五三頁)、西欧世界では病を癒すため、特定の刻み目をつけた小枝が、後向きに川へ投じられ(阿部謹也著『中世を旅する人びと』二四頁)、恋占いのために林檎の皮が肩越しに後方へ投げられたという(谷口幸男他著『ヨーロッパの森から』五四頁)が、これらが如何なる思想に基づいた風習であるのかは判然としない。また、我國には、「出棺と同時に屋根に上つてうしろ向きになつて、屋根に米を撒く」(井之口章次著『ザランボの記』――『民間伝承』第一四卷第一一号三〇頁、宮城県伊具郡丸森町の例)といった風習があるが、これも死という現象と関係があるものの、死の汚れが身に及ばないようとにということとは関係なさそうである。

魔除けにされている例の多いこと（宮本常一著「鎌と墓」——『民間伝承』第二卷第一号五頁、小玉曉村著「葬送習俗」——同上誌第五卷第一〇号七頁、直江広治著「熊野路の現状(1)」——同上誌第一二卷第一一・一二合併号三六頁、山根雅郎著「葬送資料」——同上誌第一四卷第三号二六頁など）によつて明らかである。魔除けの道具が劍や鎌と限られず、「死んだと訣つた時は、死者の枕もとに切れ物を置く」（和田正洲著「甲州道志の葬制」——同上誌第一四卷第一号）とか、「棺の上へは刀、鎌、鉈等を置く」（吉川勇一著「両墓制資料」——同上誌第一四卷第一〇号三六頁）とされる場合もある。なお、「旅と伝説」第六年とされる場合は、死者の枕もとに切れ物を置く（和田正洲著「甲州道志の葬制」——同上誌第一四卷第一号）とか、「棺の上へは刀、鎌、鉈等を置く」（吉川勇一著「両墓制資料」——同上誌第一四卷第一〇号三六頁）とされる場合もある。なお、「旅と伝説」第六年

物を置く」（和田正洲著「甲州道志の葬制」——同上誌第一四卷第一号）とか、「棺の上へは刀、鎌、鉈等を置く」（吉川勇一著「両墓制資料」——同上誌第一四卷第一〇号三六頁）とされる場合もある。なお、「旅と伝説」第六年

七月号誌上には、我国各地に見られる右の如き習俗が数多く報告されている。また、同様の習俗を産み出す思想は、西欧にも古くからあつたことが知られている（阿部謙也著「中世の窓から」一四〇—一四一頁）。
(22) 拙稿「記紀に載録された呪物投擲逃走譚について」——『国文学研究』第六九集三四頁。

(23) 同上誌九頁。

本稿は、「昭和五十四年度指定課題研究助成費」による成果の一部です。

新刊紹介

村瀬敏夫著

『紀之貫之伝の研究』

貫之の伝記研究には、既に定評のある目崎徳衛『紀貫之』（人物叢書73）があるが、まとまつた著作としてはそれに次ぐもので、目次で示せば、（貫之の父祖・古今集以前・古今集の撰進・撰進の余光・停滞の時期・土佐赴任・貫之の晩年）と、日崎著

する記述内容もあるが、少ない資料を駆使して、貫之個人の具体的足跡、内面的形成、私生活に及ぶまで、能う限り精細な人間像を描き出そうとする努力が窺われ、その結果独自の見解も少なくない。最も詳細かつ全円的な伝記研究として、今後の一指針となる。巻末には日崎著より詳しい年譜が付せられている。

(昭56・11 桜楓社 A5判 四九六頁
一一〇〇〇円)

〔吉川栄治〕

同様年代記的構成をとる。直接的伝記資料の乏しい割にはその分量が示す通り、古今集前後の和歌史的諸事項を緊密に絡ませ、その点旧著『古今集の基盤と周辺』と重複

武部良明著

『文章の書き方』

(昭和57 第一法規 教師のためのベス
トライブラリー 35 A5版 二四五頁 一
四〇〇円)

〔川口義一〕